

福岡県公報

令和元年6月4日
第 9 号

目次

告 示 (第60号 - 第70号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4

公 告

- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 4
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (建築指導課) 5
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) 5
- 落札者等の公示 (県営住宅課) 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出

(中小企業振興課) 6

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) 7

○土地改良区の定款の変更の認可

(農村森林整備課) 8

○競争入札参加者の資格等

(総務事務厚生課) 8

○一般競争入札の実施

(総務事務厚生課) 9

○国土調査の指定

(農山漁村振興課) 13

告 示

福岡県告示第60号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	津 野 犀 川 線	前	京都郡みやこ町犀川鑑畑 611番先から 京都郡みやこ町犀川鑑畑 587番1先まで	10.0 ～ 24.0	23.5
			後	京都郡みやこ町犀川鑑畑 611番先から 京都郡みやこ町犀川鑑畑 587番1先まで	16.0 ～ 45.0	

福岡県告示第61号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	犀 川 線 豊 津 線	前	京都郡みやこ町犀川統命院627番1先から 京都郡みやこ町豊津1862番先まで	10.0 ～ 11.2	80.0
			後	京都郡みやこ町犀川統命院627番1先から 京都郡みやこ町豊津1862番先まで	10.4 ～ 27.4	80.0

福岡県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	犀 川 線 豊 津 線	前	京都郡みやこ町豊津1817番先から 京都郡みやこ町豊津1931番1先まで	5.4 ～ 6.8	20.0
			後	京都郡みやこ町豊津1817番先から 京都郡みやこ町豊津1931番1先まで	10.1 ～ 12.0	20.0

福岡県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	苺 田 線 採銅所	前	京都郡苺田町大字南原1192番2先から 京都郡苺田町大字南原1190番先まで	21.0 ～ 36.5	80.0
			後	京都郡苺田町大字南原1192番2先から 京都郡苺田町大字南原1190番先まで	21.0 ～ 87.0	80.0

福岡県告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所
宗像市神湊字新川先1278の4から1278の6まで
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	須磨園 南原線 曾根	京都郡苅田町大字新津1427番3先から 京都郡苅田町大字新津1484番4先まで

福岡県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	200号	前	飯塚市幸袋48番1先から 飯塚市幸袋114番1先まで	13.0 ～ 20.0	180.0
			後	飯塚市幸袋48番1先から 飯塚市幸袋114番1先まで	13.0 ～ 26.0	

福岡県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	200号	飯塚市幸袋48番1先から 飯塚市幸袋114番1先まで

福岡県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	直 方 行 橋 線	前	行橋市大字福丸797番3 先から 行橋市大字福丸909番3 先まで	6.9 ～ 9.9	108.0
			後	行橋市大字福丸797番3 先から 行橋市大字福丸909番3 先まで	9.4 ～ 10.2	

福岡県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	県道	添田 赤池線	前	田川郡添田町大字庄2532 番1先から 田川郡川崎町大字川崎54 番1先まで	9.7 ～ 20.6	722.0
			後	田川郡添田町大字庄2532 番1先から 田川郡川崎町大字川崎54 番1先まで	7.6 ～ 20.6	722.0

福岡県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年6月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田 赤池線	田川郡添田町大字庄2532番1先から 田川郡添田町大字庄2525番1先まで
田川	添田 赤池線	田川郡添田町大字庄2505番5先から 田川郡川崎町大字川崎54番1先まで

公 告

公告

宮若市山口土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭

和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
塩川 哲也	宮若市山口3084番地
荒牧 浩文	宮若市山口1491番地2
松尾 治善	宮若市山口3713番地
中村 茂	宮若市山口6153番地6
塩川 信行	宮若市山口2975番地

2 退任監事

氏 名	住 所
吉野 直司	宮若市山口4269番地1
中村 勝馬	宮若市山口3994番地

3 就任理事

氏 名	住 所
塩川 哲也	宮若市山口3084番地
中村 桃和	宮若市山口2214番地1
松尾 治善	宮若市山口3713番地
中村 茂	宮若市山口6153番地6
塩川 信行	宮若市山口2975番地

4 就任監事

氏 名	住 所
吉野 直司	宮若市山口4269番地1
荒牧 茂嗣	宮若市山口3834番地2

公告

大内田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
川上 澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加未 博樹	田川郡赤村大字内田3866番地
稲 榊 俊秀	田川郡赤村大字内田3953番地 1
太田 勝征	田川郡赤村大字内田3261番地
川上 武	田川郡赤村大字内田3808番地 2
木村 義明	田川郡赤村大字内田3276番地 3
中村 太市	田川郡赤村大字内田3529番地
中村 俊美	田川郡赤村大字内田3521番地

2 退任監事

氏名	住所
太田 壽	田川郡赤村大字内田3819番地
荒尾 峰雄	田川郡赤村大字内田3796番地 2

3 就任理事

氏名	住所
川上 澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加未 博樹	田川郡赤村大字内田3866番地
稲 榊 俊秀	田川郡赤村大字内田3953番地 1
太田 勝征	田川郡赤村大字内田3261番地
川上 武	田川郡赤村大字内田3808番地 2
木村 義明	田川郡赤村大字内田3276番地 3
中村 太市	田川郡赤村大字内田3529番地
中村 俊美	田川郡赤村大字内田3521番地

4 就任監事

氏名	住所
----	----

太田 壽	田川郡赤村大字内田3819番地
荒尾 峰雄	田川郡赤村大字内田3796番地 2

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事（2） 第16711号	株式会社ハッピーホーム 代表者 竹末一幸	福岡市早良区次郎丸2-10-2

2 聴聞期日及び場所

令和元年6月24日午後2時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階総務部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定年月日
株式会社N・フィールド	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館	福岡市中央区天神二丁目14番8号福岡天神センタービル10階	令和元年5月16日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る特定役務の名称
新福岡県営住宅総合管理システム運用保守業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県建築都市部県営住宅課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
東芝デジタルソリューションズ株式会社 九州支社
 - 住所
福岡市中央区長浜二丁目4番1号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
39,744,103円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和元年5月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ミスターマックス大牟田ショッピングセンター
 - 所在地 大牟田市馬渡町1-1
- 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ハイパーモールメルクス大牟田	ミスターマックス大牟田ショッピングセンター

- 建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ミスターマックス 代表取締役社長 平野 能章 福岡市東区松田一丁目5番7号	株式会社ミスターマックス・ホールディングス 代表取締役 平野 能章 福岡市東区松田一丁目5番7号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附

則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年5月16日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ミスターマックス大牟田ショッピングセンター
 (2) 所在地 大牟田市馬渡1-1

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	変更前	変更後
A棟内北西側	189㎡	
A棟北西側	330㎡	330㎡
B棟西側	190㎡	190㎡
C棟内西側	89㎡	
C棟西側	280㎡	280㎡
C棟北側	213㎡	213㎡
C棟南側		21.25㎡
D棟南側	160㎡	160㎡
合計	1,451㎡	1,194.25㎡

4 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前		変更後	
A棟		A棟	午前9:00~午後10:00

B棟	午前10:00~午後10:00	B棟	午前9:00~午後10:00
C棟	(一部 午前10:00~午前0:00)	C棟	24時間
D棟		D棟	午前9:00~午後10:00

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9:30~午後10:30

(変更後) 24時間

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	変更前	変更後
A棟内北西側	午前8:00~午後7:00	
A棟北西側	午前8:00~午後7:00	午前6:00~午後10:00
B棟西側	午前9:00~午後7:00	午前6:00~午後10:00
C棟内西側	午前6:00~午後7:00	
C棟西側	午前6:00~午後7:00	午前6:00~午後10:00
C棟北側	午前7:00~午後7:00	午前6:00~午後10:00
C棟南側		午後10:00~午前9:00
D棟南側	午前9:00~午後7:00	午前6:00~午後10:00

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ルミエール太宰府店
 (2) 所在地 太宰府市大字大佐野字篠原68番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
柳川南部土地改良区	令和元年5月24日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

人事給与システム用ソフトウェアの賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和元年6月25日（火曜日）（当該入札に係る仕様書に示した物品であることを証明する機能証明書を期限までに提出して確認を受けた者に限る。）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和元年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和元年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

人事給与システム用ソフトウェアの賃貸借

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和2年3月1日から令和8年2月28日まで（72か月）

(4) 納入場所

福岡県総務部総務事務厚生課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和元年7月16日（火曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	04	サービス業種その他（調査統計）	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA
13	11	サービス業種その他（その他）	AA

(2) 納入しようとする物品が1の(2)に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証

明書を、機能証明書作成要領に従い作成し、令和元年6月27日（木曜日）午後5時00分までに、5の部局に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者

なお、内容に不備又は不明な点があつて、5の部局から補正又は説明を求められた場合に、令和元年7月4日（木曜日）午後5時00分までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課給与支給班（県庁行政棟3階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3041（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和元年6月4日（火曜日）から同月24日（月曜日）までの期間（福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(午後0時00分から午後1時00分を除く。)

(2) 交付場所

5の部局とする。

9 入札説明会の開催

(1) 日時

令和元年6月11日(火曜日)午後2時00分から

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟1階 総務事務厚生課入札室

(3) 入札説明会に参加を希望する者は、令和元年6月10日(月曜日)午後5時00分までに入札説明会参加予定者報告書をファクシミリにて提出すること。

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法等

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和元年7月16日(火曜日)午後5時00分

(3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を直接持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと。)により、次のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「7月17日開封《人事給与システム用ソフトウェアの賃貸借》の入札書在中」と朱書きすること。

イ 郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「7月17日開封《人事給与システム用ソフトウェアの賃貸借》の入札書在中」と朱書きすること。

(4) 注意事項

ア 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

11 開札の日時及び場所等

(1) 日時

令和元年7月17日(水曜日)午後2時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階南棟 総務部会議室

※入札説明会とは、場所が異なるため注意すること。

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。

なお、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項

の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

令和元年7月12日（金曜日）午後3時00分までに5の部局へ「保証金等納付書」（5の部局で入手すること。）を添えて納付し、又は提供すること。（「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照のこと。）

(3) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。契約締結時の条件として暴力団排除条項に係る誓約書を提出すること。

なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、直ちに、課税（免税）事業者届出書を提出すること。

(3) 落札者は、「人事給与システム用ソフトウェアの賃貸借契約書(案)」の別記「個人情報取扱特記事項」について、あらかじめ落札者の個人情報の取扱状況について確認するための「委託先における個人情報の取扱チェックリスト」を、契約締結前に提出すること。

(4) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。

(5) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(6) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(7) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

A Lease contract of the software for Personnel Remuneration system

(2) Time Limit of Tender

Five o'clock P.M. 16 July, 2019

(3) Contact Point for Notice

General Affairs and Welfare Division, General Affairs department,

Fukuoka Prefectural Office,

7-7, Higashikoen, Hakata-ku,

Fukuoka City, 812-8577,

Japan

TEL 092-643-3041

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定に基づき、北九州市ほか

20市町村の令和元年度における地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のように公示する。

令和元年6月4日

福岡県知事 小川 洋

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
北九州市	小倉南区 大字沼、沼本町二丁目・三丁目、葛原東一丁目・二丁目・五丁目、葛原高松一丁目・二丁目、葛原本町三丁目・四丁目・五丁目・六丁目、葛原元町一丁目の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目・四丁目の各一部及び御開一丁目・二丁目・三丁目	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
福岡市	西区 愛宕二丁目の一部 早良区 飯倉六丁目の一部	〃
大牟田市	大字手鎌、健老町の各一部、新開町、北磯町、西新町、岬町	〃
直方市	大字植木の一部	〃
田川市	大字夏吉・大字川宮・大字伊田・大字位登の各一部	〃
柳川市	金納、高島、蒲生の一部	〃
大川市	一木、津、小保の各一部	〃
行橋市	西宮市五丁目の一部	〃
小郡市	横隈・力武・三沢の各一部	〃
春日市	宝町、大和町、日の出町	〃
古賀市	谷山、小山田の各一部	〃
宮若市	四郎丸・山口・芹田の各一部	〃
みやま市	瀬高町下庄、高田町竹飯、海津の各一部	〃
糟屋郡新宮町	三代の一部	〃
田川郡香春町	大字鏡山、高野の各一部	〃

田川郡添田町	大字添田の一部	〃
田川郡糸田町	打越の一部	〃
田川郡大任町	大行事・今任原の各一部	〃
田川郡赤村	大字赤の一部	〃
京都郡みやこ町	綾野・下原・砦見、徳永の各一部	〃
築上郡上毛町	大字矢方・緒方・尻高の各一部	〃